

厚生労働行政推進調査事業費補助金 (厚生労働科学特別研究事業)

「ゲノムデータの持つ個人識別性に関する研究」

分担研究報告書

ゲノムデータの持つ個人識別性に関する研究

研究分担者 俣野 哲朗 国立感染症研究所エイズ研究センター センター長

ゲノムデータの有する個人識別性について、一般論的に論ずることは困難である。したがって、データの解析目的・使用目的等もふまえ、個別の視点・論点に基づいて考慮する必要がある。

一つの遺伝子の多型解析のデータでは、一般に個人の特定にはいたらないが、非常に稀な多型を有する場合、個人の特定に結びつくことになる。研究の進展により変化する可能性を考慮すると、このような個人特定に結びつく可能性のある遺伝子を全て排除することは困難である。したがって、確率的に極めて低いリスクを有することを考慮したうえで、個人識別性は考えにくいという判断を下すことが妥当なケースが多々あると考える。個人識別性の有無という二者択一概念ではなく、大小等レベルでの判断が必要で、それをどのように反映させるかが検討課題である。

まず、ゲノムの定義について考える必要がある。ヒト染色体ゲノムだけではなく、エピゲノム、各種 RNA、さらには蛋白質等の情報まで、近い将来、対象となりうることを考慮しておく必要がある。今回、ヒト染色体ゲノムに絞ったとしても、その由来組織・細胞の違いをどの程度考慮すべきかという問題がある。一方、腸内細菌叢や口腔内細菌等々のゲノム情報の問題もある。特に腸内細菌叢の microbiome 解析等、情報収集が急速に進展している現況において、今回の対象とすべきかどうかについての議論は必要である。

今回、国内法との関連で議論がなされているが、対象となるゲノムデータは、国外で得られるものも含まれ、また国外で使用されるものも含まれる。国際共同研究、海外機関で管理されているデータベースおよび国内機関で管理されているデータベースの海外機関の活用等々において、国内での個人識別性の判断およびその対応について、国外と整合性がとれる必要がある。このような状況を十分ふまえた判断が必要である。